



# 島根県報

平成22年6月30日（水）

号外第128号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（青少年家庭課） 2

**公布された条例等のあらまし**

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第54号）

## 1 規則の概要

- (1) 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の当該通所に係る徴収金基準額は、0円とすることとした。（別表第2関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成22年7月1日から施行することとした。

**規****則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第54号**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第2の備考の1中「第314条の7第1項第1号及び第2項」を「第314条の7」に改め、同表の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考の2の(2)中「並びに第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改め、同表の備考に次のように加える。

9 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の当該通所に係る徴収金基準額は、0円とする。

別表第3の備考の2の(1)中「第78条第2項第1号」を「第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の備考の2の(2)中「並びに第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成22年7月分以後の費用徴収について適用し、同年6月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。